

郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業のご案内

助成事業 とは？

高齢者が自宅において転倒等により要介護・要支援状態にならないよう、軽易な住宅改修を行う高齢者に改修資金を助成するものです。

対象者

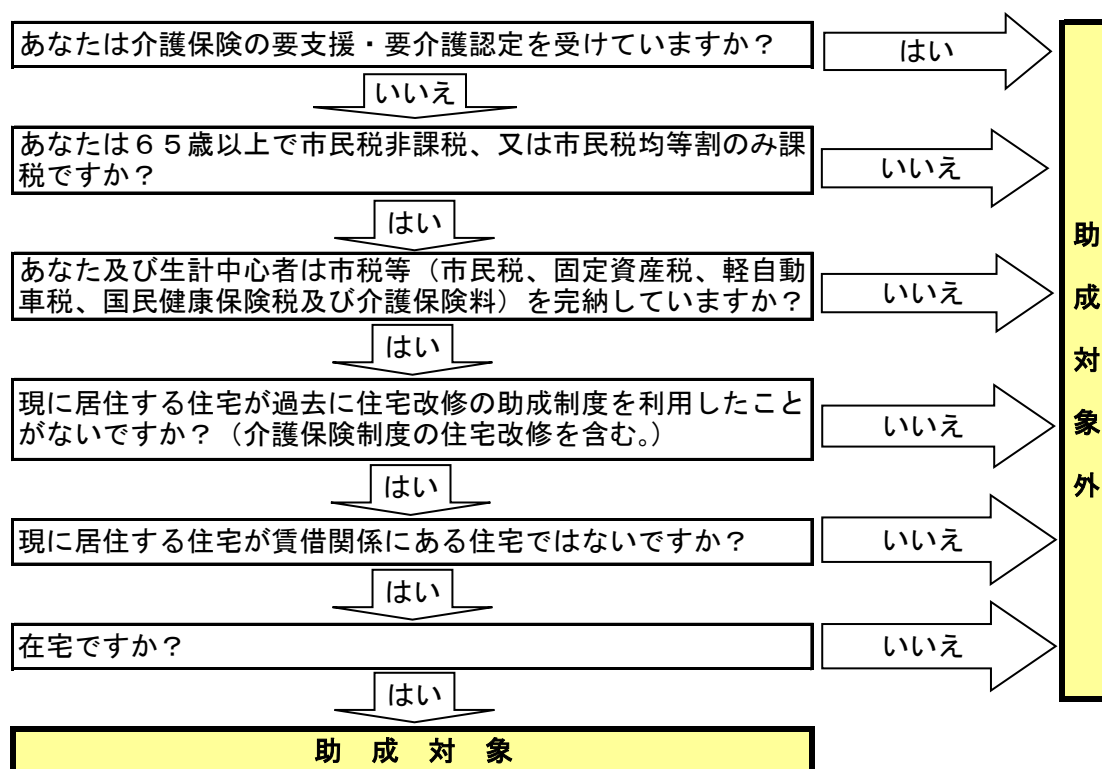
市内に住所を有し、かつ居住する65歳以上の高齢者（市民税非課税、又は市民税が均等割のみ課税されている者。ただし、介護保険で要介護・要支援を受けている者を除く。）

○ 市税等を完納していること。

○ 1棟につき1回限りとする。

（本助成事業及び介護保険制度の住宅改修の助成事業の利用がないこと。）

【事業対象者の確認チャート】



助成対象の 工事内容

- (1) 手すり取り付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更
 - (4) 引き戸などへの扉の変更
 - (5) 洋式便器などへの便器の取替え（和式からに限る。）
 - (6) その他前各号に付帯して必要となる住宅の改修工事
- 軽易な改修工事に限ります。新設・増設工事は、対象となりません。
- 介護保険制度の住宅改修との重複工事は対象となりません。
- エレベーター、昇降機その他供用部分については、対象となりません。

助成額

- (1) 本人及び世帯員全員が市民税非課税の方は、対象経費の10分の9以内の額で、18万円が限度となります。
- (2) 本人が市民税非課税で世帯員が市民税課税の方は、対象経費の10分の5以内の額で、10万円が限度となります。
- (3) 本人が市民税均等割のみ課税の方は、対象経費の10分の4以内の額で、8万円が限度となります。

お問い合わせ

- (1) 市役所健康長寿課 生きがい支援係 (電話924-2401)
- (2) 高齢者あんしんセンター

	高齢者あんしんセンター名	担当地区名	住 所	電話番号
1	郡山北部 高齢者あんしんセンター	桃見台・大島	並木二丁目12-7	931-3032
2	郡山中央 高齢者あんしんセンター	金透・薫 赤木・芳山	細沼町3-4 細沼ハイツA-101	925-5858
3	郡山南部 高齢者あんしんセンター	橘・三中 桜・久留米	香久池一丁目18-11	991-5811
4	郡山西部 高齢者あんしんセンター	開成 桑野の一部	島二丁目9-18	923-6221
5	芳賀・小原田 高齢者あんしんセンター	芳賀・小原田	昭和二丁目17-2	941-1121
6	富田 高齢者あんしんセンター	富田町・希望ヶ丘 小山田・桑野の一部	上亀田1-1	935-0522
7	大槻・逢瀬 高齢者あんしんセンター	大槻町・逢瀬町	大槻町字西勝ノ木5-1	962-3945
8	大成・大槻東 高齢者あんしんセンター	大成・大槻東	鳴神三丁目110	962-7013
9	安積 高齢者あんしんセンター	安 積 町	安積町笹川字経坦45	946-9088
10	三穂田 高齢者あんしんセンター	三 穂 田 町	安積町成田字漆山50	946-1527
11	片平・喜久田 高齢者あんしんセンター	片平町・喜久田町	片平町字妙見館1-1	962-0354
12	日和田・西田 高齢者あんしんセンター	日和田町・西田町	日和田町梅沢字丹波山3-2	958-6878
13	富久山 高齢者あんしんセンター	富 久 山 町	八山田七丁目136	934-5340
14	湖南 高齢者あんしんセンター	湖 南 町	湖南町舟津字小磯5112-1	992-0291
15	熱海 高齢者あんしんセンター	熱 海 町	熱海町熱海五丁目240	984-6868
16	田村 高齢者あんしんセンター	田 村 町	田村町岩作字穂多礼216-1	955-4013
17	郡山東部・中田 高齢者あんしんセンター	東部・中田町 緑ヶ丘	安原町字谷津171-1	956-8200

手続の流れ

相 談

◎申請前に高齢者あんしんセンターに必ずご相談ください。

対象高齢者の自宅に高齢者あんしんセンター相談員が訪問し、本人の状況の確認や工事内容が適切であるか等の確認とアドバイスをを行います。また、希望により申請代行をします。

申 請

下記書類を健康長寿課へ提出します。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 住宅改修工事平面図（現在のもの、完成予定のもの）
- (3) 住宅改修の見積書又は購入予定材料の見積書
- (4) 住宅改修前の写真
- (5) 相談員の意見書（第2号様式）

※申請の際には、申請書（第1号様式）に市税等の閲覧及び納税状況の確認のために同意していただく必要があります。

認 定

申請書受理後、内容審査を行い、申請者に認定通知をします。

※認定通知を受けてから改修工事を開始してください。

改修工事は認定を受けてから3カ月以内に完了するようにしてください。

変更届

申請書を提出した後に、申請の内容等が変更になった場合は、下記書類を健康長寿課へ提出します。

- (1) 変更申請書（第4号様式）

完了届

改修工事が完了しましたら下記書類を健康長寿課へ提出します。

- (1) 完了届（第6号様式）
- (2) 支払領収書（原本）
- (3) 住宅改修後の写真（工事種別ごと、撮影日を入れて）

検査・助成

改修工事の完了届に基づき、内容審査をし、助成額を決定し、指定口座に助成額を支払います。